

IV.事前防災の活動

災害時の迅速な復興支援活動の実施には、平常時から各建築士会が地域や自治体と連携が必要である。「建築士会事前防災活動指針」に基づく比較的取組が簡単な防災まちづくり活動を、普段付き合いとして実践することが大切である。

1 継続した防災まちづくり活動

各建築士会は、防災に関する自治体の様々な行政課題の解決に向けての取組を支援することが必要である。その「きっかけ」として、現在、多くの自治体で実施している木造住宅の耐震化支援事業と共に、ハザードマップ読込による避難路確認と避難路での危険家屋やブロック塀調査、既存住宅状況調査技術者による敷地を含めた住宅の事前安全性調査など、建築技術者として比較的取組が容易で、かつ継続が可能な防災まちづくり活動の展開が重要である。そして、その活動をステップアップさせながら、地域や自治体との信頼関係を醸成させることが大切である。

2 建築士会事前防災活動指針

被災者にとっての生活再建の道のりは、長期間の支援が必要となる。主な支援は、被災家屋の応急修理から始まり、本格的な復旧工事までの活動や住宅を失った被災者に対する、応急仮設住宅や災害公営住宅の供給、自立再建としての復興住宅の建設と続き、その折々で、建築士としての支援活動が求められる。そこで、発災後に建築士会で想定される10項目の支援活動とその活動を担保する事前の備えを記載した「建築士会事前防災活動指針」を読み込み、まずは、その必要性を理解したうえで、比較的取組が簡単な防災まちづくり活動から取り組むことが必要である。

3 災害時の連携協定締結

災害時に、自治体が実施する災害対策への支援活動を、迅速に実施するためには、自治体との連携協定の締結が重要である。そのために各建築士会は、普段付き合いとしての防災まちづくり活動を継続的に展開することで、自治体との信頼関係を醸成させ、地域防災計画づくりやその推進方策についての提言や参画ができる関係を築くことが大切である。

4 災害時の緊急情報伝達システムの整備

各建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会は、それぞれ本要綱の目的を果たすために必要な組織、体制の整備を図るものとする。とりわけ、災害発生時の「緊急情報伝達システム(伝達システム)」の確立は、効率的で実効性のある復旧支援活動を行う上で欠かすことはできない。各建築士会は、地方自治体との協力によって、確度

の高い伝達システムの整備と共に維持に努めるものとする。この伝達システムは、緊急時の機能状況を確認する意味から、平常時の活動についての情報交換の手段としても活用し、併せて他の建築関係団体や弁護士会、災害NPO法人、社会福祉協議会等を網羅した伝達システムとしても、整備することが望まれる。

5 防災訓練等

各建築士会は、災害発生時の支援活動に備えて自治体及び関係団体が行う防災訓練、講習会等に参加協力するものとする。防災訓練は、地震時には応急危険度判定業務が効率よく行われるように、都道府県においても定期的実施することが義務づけられている。さらに、自治体が主導する住宅相談や被災家屋の応急修理や復旧活動にも積極的に取り組むために、日常的な講習会等を行い、技術力を高める必要がある。